



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

寄宿舎で生活する学生の住所の認定 ～法令上の住所の意義を判断した最初の最高裁判決～

本年2月18日最高裁判決で多額の還付金と還付加算金が確定した武富士事件は、税務に携わる者だけでなく広く国民に衝撃を与えました。

今回は、この判決や他の住所認定の判決の中で引用されている、選挙人名簿登録の要件としての住所を認定した民事事件判決を紹介します（昭和29年10月20日最高裁大法廷判決・Z999-5203）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

渡里村選挙管理委員会は昭和28年9月15日現在により管轄区域の東茨城郡渡里村に住所を有する選挙人について基本選挙人名簿を調製して、縦覧に供しました。茨城大学の学生であった被上告人等はその名簿に被上告人等の脱漏を発見したので、同委員会に対して異議の申立をしたところ、同委員会は学生等はいずれも渡里村所在の茨城大学星嶺寮に居住しているとはいうものの学資その他の経費の大半を父母の仕送りにまち、両親と独立して生活を営むものではないから、学生等の住所はそれぞれ両親の住家の所在地にあって、渡里村に存するものとは認められないとの理由のもとに異議申立を棄却しました。

これに対して、学生等が選挙管理委員会の決定の取消しを求めたところ、原審水戸地裁がその決定を取り消したため、同委員会が上告した事案です。

2. 最高裁判所の判断

① 上告人は、原判決は、公職選挙法9条及び20条に規定する「住所」の解釈を誤った違法があるというが、およそ法令において人の住所につき法律上の効果を規定している場合、反対の解釈をなすべき特段の事由のない限り、その住所とは各人の生活の本拠を指すものと解するを相当とする。

② 本訴の争点は、被上告人等47名が昭和28年9月15日現在において、その日まで引続き3箇月以来渡里村の区域内に住所を有していたかどうかの一点にある。

そこで原判決が確定した事実によれば、同人等は渡里村内にある大学附属星嶺寮で起臥し、いずれも実家等からの距離が遠く通学が不可能ないし困難なため、多数の応募学生のうちから厳選のうえ入寮を許され、最も長期の者は4年間最も短期の者でも1年間在寮の予定の下に右寮に居住し本件名簿調製期日までに最も長期の者は約3年、最も短期の者でも5ヶ月間を経過しており、休暇に際してはその全期間またはその一部を郷里またはそれ以外の親戚の許に帰省するけれども、配偶者があるわけでもなく、又管理すべき財産を持っているわけでもないの、休暇以外は、しばしば実家に帰る必要もなく又その事実もなく、主食の配給も特別の場合を除いては渡里村で受けており、住民登録法による登録も、名簿調製期日には甲外5名を除いては同村においてなされていたものであり、右6名も原判決判示のような事情で登録されていなかったに過ぎないものというのである。以上のような原判決の認定事実に基けば、被上告人等の生活の本拠は、いずれも、名簿調製期日まで3箇月間は渡里村内星嶺寮にあったものと解すべく、一時的に同所に滞在または現在していた者ということとはできないのである。

従って原判決が被上告人等は渡里村基本選挙人名簿に登録されるべきものとし、これに反する上告人委員会のした決定を取り消したのは正当であるといわなければならない。

③ 上告人は、原審は地方公共団体の選挙の場合の住所について考慮をしていないと非難するが、被上告人等は、日常寮を本拠として生活しているのであって、これを同村の住民と解することに少しも支障はない。郷里またはその他の入寮前の居住地こそ、入寮後の日常生活においては直接に関係がないのであって、特段の事情のない限り、それらの土地になお生活の本拠があると認定することこそ却って失当であるというべきである。
(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判例について詳細（全文・A4判29頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。